［条を削る。］

三十三　工場又は事業所には、設計評価事故が発生した場合において使用施設等の外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を施設すること。

三十四　前号の専用通信回線は、必要に応じて多様性を有するものであること。

三十五　使用施設等は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、当該使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置が講じられているものであること。

三十六　使用施設等は、前各号に定めるもののほか、法第五十二条第一項又は法第五十五条第一項の使用又は変更の許可の申請書及びこれらの許可の際に付された条件を記載した書類に記載したところによるものであること。

（溶接検査を受ける使用施設等）

第二条の六　法第五十五条の三第一項の原子力規制委員会規則で定める使用施設等は、令第四十一条第一号又は第二号に掲げる核燃料物質に係る使用施設等にあつては第一号から第三号まで及び第七号に、同条第三号から第六号までに掲げる核燃料物質に係る使用施設等にあつては第四号から第七号までに掲げるとおりとする。

一　プルトニウム又はプルトニウム化合物を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管であつて、次のいずれかに該当するもの

イ　その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル）以上のもの

ロ　その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクロベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル）以上の容器（イに規定するものを除く。）であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの

ハ　その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクロベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル）以上の管（イに規定するものを除く。）であつて、外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの（放射性物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。）

二　放射性物質を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管（前号に規定するものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ　その内包する放射性物質の濃度が三十七ベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七メガベクレル毎立方センチメートル）以上のもの

ロ　その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上の容器（イに規定するものを除く。）であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の容器（放射性物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。）

ハ　その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上の管（イに規定するものを除く。）であつて、外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの（放射性物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。）